

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、井戸川員三前監査委員、岡田哲明前監査委員が実施しました。

令和5年6月28日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	福	田	裕
同	高	橋	絹子

令和4年度

財政援助団体等監査報告書

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

四街道市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

第3 監査の範囲

令和3年度、4年度における補助金交付対象経費に係る事業

第4 監査の実施日

令和5年2月9日

第5 監査の場所

四街道市シルバー人材センター

第6 監査の方法

補助金に係る出納及びその他の事務について、関係書帳簿類等の検査及び関係責任者からの説明聴取を行い実施した。

第7 監査の結果

補助金に係る出納及びその他の事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

新規就業機会の開拓のほか、会員数の確保・増強と各事業における事務量の軽減策が大きな課題となっているところ、会員数増強の取組みとしてネクストメンバー制度を導入するなど、課題解決に向け積極的に取り組んでいることが見受けられた。

今後とも一層の安全就業を推進しつつ、課題解決に向け、積極的かつ効率的な事業運営に努められたい。